主 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

控訴代理人は、「原判決を取り消す。昭和四五年八月三一日付愛知県安城市長あて届出をもつてなした控訴人・被控訴人間の協議離婚は無効であることを確認する。訴訟費用は第一・二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は、主文同旨の判決を求めた。

当事者双方の事実上の陳述ならびに証拠の提出・援用・認否は、控訴代理人において当審証人A、同Bの各証言、当審における控訴人本人尋問の結果を援用し、当裁判所は職権で被控訴本人を尋問したと付加するほか原判決事実摘示と同一であるから、右記載をここに引用する。

理 由

一、 その方式および趣旨により公文書と認められるから真正に成立したものと推定される甲第一号証によれば、控訴人と被控訴人とは昭和三三年一二月二三日婚姻届出をなして夫婦となり、両者の間に昭和三四年八月二三日長男Cが、同三七年七月一八日二男Dが出生したこと、戸籍簿上昭和四五年八月三一日愛知県安城市長に対する届出をもつて控訴人と被控訴人とが協議離婚をなし、その際右二子の親権者が被控訴人と定められたとの記載の存することが認められる。

二、 控訴人は、右協議離婚届出は控訴人の意思に基づくものではなく被控訴人がほしいままになしたものであるから無効であると主張する。よつて判断するに、原審証人E、同F、当審証人A、同Bの各証言、原審および当審における控訴人および被控訴人各本人尋問の結果を総合すれば、左の事実が認められる。

控訴人と被控訴人は、夫婦仲がとかく円満を欠き昭和四四年ころからは別れ話も持ち上るようになつていたが、同四五年六月上旬被控訴人は控訴人が飲酒して暴行を働くのに堪え兼ね、離婚を決意して単身安城市の実家に帰つてしまつた。控訴人は、当時軽量鉄骨の製造工場に勤務し、かたわら住居の近くの市場内て菓子の小売店を経営しており、被控訴人は別居後も同年八月ころまで右店舗に通勤しその営業を継続していた。

両者の別れ話については、控訴人側の親・親戚も構いつけない有様であつたので、被控訴人は訴外F(弟)、同E(叔父)とともに控訴人方に赴き四回に及び交渉の結果、控訴人、被控訴人、右F、E四名立会の席上で両者離婚の合意ができた。そこで、被控訴人側から用意してきた離婚届用紙を出して控訴人に署名捺印を求めたが、控訴人は、自分は文字を書くことは苦手であるから被控訴人の方で控訴人の氏名を書いておいてもらいたいといつて捺印しただけで被控訴人に右用紙を返付した。そこで、被控訴人側において控訴人の署名欄に代書し、その他右用紙の空欄を補充して離婚届を完成し、これを昭和四五年八月三一日安城市長に提出し離婚届出をしたものである。

右のように認められ、これに反する原審証人Fの証言、原審および当審における 控訴人、被控訴人各本人尋問の結果は信用できず、他に右認定をくつがえすに足る 証拠はない。右認定の事実関係によれば、本件協議離婚届出については、離婚その ものは当事者に合意が成立し、控訴人の意思に基づき被控訴人において安城市長に これが届出をなしたのであるが、該届書に離婚後の二子の親権者を被控訴人と定め たとある点は事実に相違し、実際は両者の間にいまだ親権者を定める協議が成立していなかったものということができる。

およそ夫婦が協議離婚をする場合において、協議によりその一方を子の親 権者と定めることは協議離婚の要件であつて、戸籍を管掌する市町村長は右協議の 成立したことが認められない限り離婚の届出を受理することができないのである が、一方において離婚の届出がこれに違反して受理されたならば、離婚はこれがた 〈要旨〉めにその効力を妨げられることはないとされているのである(民法七六五条 二項)。本件においては、離婚届〈/要旨〉書中には前認定のとおり離婚後の二子の親 権者として被控訴人を定めるとの記載があつたのであるから、安城市長が右届書を 適法なものとして受理したのが民法七六五条一項の規定に違反したものということ はできないけれども、事案の実体に着目して考えるときは親権者を定める協議がい まだ成立していないのにかかわらず離婚届が受理されている点において同条二項所 定の場合と何ら異なるところがないから同項の規定の準用があるものと解するのが 相当である。すなわち本件協議離婚の効力は、親権者を定める協議が成立していないにかかわらず成立したもののごとく離婚届書に記載せられそのまま受理せられたとの一事により何ら妨げられることはないというべきである。よつて、本件協議離 婚は無効ではなく、その無効確認を求める控訴人の本訴請求は失当として棄却すべ きものである。(なお、本件においては、離婚後親権を行使すべき者が定められな いまま協議離婚の効力が発生したのであるから、二子については控訴人、被控訴人 の共同親権が現に継続中である。従つて当事者は戸籍訂正の手続により現に存する の共同税権が現に極続中である。近して当事もは万福司立の下規により続います。 被控訴人を親権者と定める旨の戸籍上の記載を抹消したうえ、協議によりあらため て親権者を定め、その届出を追完すべきものである。右念のため付言する。) 四、以上説示のとおりであるから右と結論を同じくする原判決は相当であり、

よつて、控訴費用の負担につき民訴法八九条を適用して主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 伊藤淳吉 裁判官 宮本聖司 裁判官 新村正人)

本件控訴は理由なしとしてこれを棄却すべきものである。